

阿見町 農業委員会だより

第6号

発行者

阿見町農業委員会

編集者 編集委員会

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話：029-888-1111 / E-mail:nogoyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

稲敷郡内農業委員会全体研修会が阿見町で開催されました！



農業委員会稲敷郡協議会（阿見町、稲敷市、牛久市、河内町、美浦村、龍ヶ崎市）の全体研修会が2月14日に阿見町本郷ふれあいセンターで開催されました。総勢103名の農業委員及び農地利用最適化推進委員が参加する中、講師に、なの花経営研究所の伊能賢一所長を招き、「農業の人材育成と職場づくりー儲かる農業のために必要な戦略ー」をテーマにご講演いただきました。今回の研修を生かし、当委員会でも農家さんの安定した農業経営のサポートに尽力いたします。

阿見町農業委員会は、

規模を拡大したい農家さんを応援します！

農業を始める人を応援します！

遊休農地の発生防止・解消に努めます！

昨年に引き続き農地実態把握調査を実施します！！



2019年度及び2020年度の2年間で町内農地の実態把握調査を実施します。

調査の対象は、

- ①自ら耕作している農地（自作地）
 - ②相対で貸し借りをしている農地（法律に基づいた権利設定をしていない農地）となります（遊休農地は対象外）。調査の内容は、今後の意向等を伺うもので、貸付の意向や後継者がいるかどうかといった内容を一筆ごとに確認します。
- 2019年度はアンケート調査を実施しました。2020年度については、アンケート未提出者を対象に再アンケートを実施し、調査結果をとりまとめて図面に落とす作業を行います。再アンケート後、調査票の回収及び農地情報の詳細等について確認させていただくため、農業委員会の委員が戸別訪問させていただくことがあります。調査の際はご協力のほどよろしくお願いします。

※毎年実施している利用状況調査は別途実施します（3ページ参照）。

令和2年度農作業標準賃金表

作業名	賃金	単位	摘要
プラウ耕起(田・畑)	6,500 円	10a	
田耕起（0-刈-）	5,000 円	10a	
代掻	7,000 円	10a	
耕起～代掻	12,000 円	10a	
畦塗り	35 円	1m 当たり	
育苗（箱苗）	750 円	1 箱	硬化苗
育苗～田植（苗込）	20,000 円	10a	苗持込

作業名	賃金	単位	摘要
刈取～乾燥・調整	35,000 円	10a	"刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により割増とする"
乾燥・調整	2,000 円	60kg	生乾燥～袋詰めまで
籾摺り	600 円	60kg	玄米60kg当たり
全利用（田）	67,000 円	10a	苗持込
畑耕起（0-刈-・ﾌﾗｲﾄﾞ）	5,000 円	10a	
畑除草（パロネス）	10,000 円	10a	条件により割増とする

※燃料費等は、請負者負担とする

○農作業臨時雇用標準賃金

作業名	賃金	単位
田植	7,000 円	1人あたり8時間
田植除草	7,000 円	
稲刈	7,000 円	
その他農作業	7,000 円	

農地の貸借情報

平成31年(令和元年)中に設定された農地の貸借情報です。使用貸借は無償、賃貸借は有償の貸借です。

○農地の貸借数

(単位:筆)

田	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	12	116
農地中間管理事業	13	81
農地法第3条	0	0
合 計	25	197

畑	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	85	68
農地中間管理事業	16	6
農地法第3条	1	0
合 計	102	74

農地の貸借の種類

利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借方法です。

貸借の期間が満了すると自動解約となりますが、農地の貸し手と借り手が引き続き貸借を希望する場合は、再設定（更新）することができます。

農地中間管理事業

農地中間管理機構（県農林振興公社）を仲介とした農地の貸借方法です。貸借の設定期間は原則10年以上となります。

農地法第3条

農地法に基づく農地の貸借方法です。

主に農業者年金の経営移譲年金を受給するために利用されるため、ほとんどが親子間の貸借となっています。

中間管理事業特例事業（売買）について

これまで町における農地の売買は、農地法第 3 条許可による所有権移転がほとんどでしたが、一定の条件を満たした場合、農地中間管理事業が行う特例事業（売買）を推奨しています。本事業への認知度の低さから、これまで町の活用実績はゼロでしたが、今年度は多くの方が活用し好評を得ています。本事業の要件・メリットについてご紹介します。

適用要件は

- ①農業振興地域・農用地区域内の農地
 - ②買受人が主として農業経営に従事
 - ③買受人の農地取得後経営面積が基準面積以上
- ※阿見町の経営基準面積は 1.96ha

メリットは

- ①公益団体である公社が間に入ることでの安心感
- ②届出・許可申請・登記手続き等は公社
- ③譲渡所得税の控除(最大 800 万円まで)

令和元年度の売買実績

売渡人数：6 人
買受人数：3 人
件数：6 件
筆数：15 筆
面積：29,625 m²

※手数料として、売渡人及び買受人ともに、土地代金の 2.5%を公社に対して支払います。

農地の売買をお考えの方は、農業委員会までご相談ください！！

農地利用状況調査（農地法第 30 条）・農地利用意向調査（農地法第 32 条）

農地法第 30 条に基づき、毎年 1 回農地の利用状況について、町内の全農地を対象に調査を実施しています。

調査の結果、農地法第 32 条に基づき、遊休農地の所有者に対し、今後の貸付意向等を調査します。

利用状況調査の際に、農業委員・農地利用最適化推進委員・町職員が農地に立ち入る場合がございます。また、意向調査が農業委員会から送付された場合は、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

農地転用には許可が必要です、許可後事業が完了した際は地目変更を忘れずに！

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用の許可が必要となります（市街化区域については、届出する必要があります）。一時的な転用であっても許可（届出）の対象となります。許可を受けずに農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により、罰則の適用もありますのでご注意ください。

許可申請については、農業委員会の総会に諮ることとなりますので、右記の日程にご注意ください（届出は随時受付しています）。

また、許可事業が完了した際は、法務局にて地目変更の手続きを忘れずに行ってください。

資材置場
イラスト

駐車場の
イラスト

建物の
イラスト

総会等の日程

- 許可申請受付期間
毎月 21 日から 25 日
 - 現地調査 毎月 9 日
 - 総会 毎月 10 日
- ※土・日・祝日と重なる場合は前後します。

農地を相続した場合 届出が必要です

相続等により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出が必要となります。

また、農地を相続したけれども、耕作を行うことが難しい場合等については、農業委員会へご相談ください。

畑の土ぼこりを減らしましょう！

毎年、春先になると強風が生じ、畑からの土ぼこりが通行人や近隣の住宅を悩ませています。農業委員会では、畑からの土ぼこりを減少させるために麦の種を無料配布しています。6 月に申込の受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

農業者年金に加入しましょう！！

■農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局またはお近くの JA まで

農業者年金は、農業者だけが加入でき、安定した老後生活に備えるため、国民年金に上乗せした公的な年金制度です。ぜひ、ご加入をご検討ください。

☆加入条件はこれだけ

- ①国民年金の第 1 号被保険者 ②20 歳以上 60 歳未満の方 ③年間 60 日以上農業に従事する方

☆農業者年金のメリット

- ①農業者だけが加入できます。 ②自分で積み立てる安心の積立方式です。 ③保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円の間で千円単位に自由に選択することができます。 ④80 歳までの保証が付いた終身年金です。 ⑤納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。 ⑥認定農業者などを対象に保険料の国庫補助があります。

全国農業新聞を購読しましょう

購読料：月 700 円（送料、税込） 月 4 回金曜日発行

お申込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員
または農業委員会事務局までご連絡ください。



農業体験(ジャガイモ掘り)を実施しました！

農業委員会では、毎年、子どもたちを対象とした農業体験事業を実施しています！写真は昨年6月に実施したジャガイモ（品種：とうや）掘りの様子です。



さくら保育園さんから今年もかわいいお礼状をいただきました

阿見サンクラブ

次世代の農業を担う若手の農業後継者や新規就農者が集まった団体です。仲間同士の交流や情報交換などをもとに、お互いに農業経営のサポートを行っています。

まいあみまつり、さわやかフェア等のイベントへの出店、子どもたちへのさつま芋掘り体験の提供など様々な活動を行っています。

興味のある人、入会を希望する人、農業委員会事務局までご連絡ください。

阿見サンクラブでもサツマイモ掘り体験を昨年10月に実施しました



『集まれ！次世代を担う農業者たち！』
令和元年度の認定新規就農者の紹介



舛谷 英人さん

主な営農地区：追原・廻戸

主な経営作物：レンコン

編集後記

平成から令和に変わり、私たち農業委員・農地利用最適化推進委員も約3割のメンバーが入れ替わりました。

今年度は、長雨・台風による集中豪雨や強風などの異常気象に振り回され、農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなりました。

また、茨城国体や稲敷郡内農業委員会の事務局としての郡内とりまとめ、加えて2月後半以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、相次いでイベント等が中止になるなど、例年以上に慌ただしい一年となりました。

4月からは、気持ちを新たにし、地に足のついた取り組みをしていきたいと思っています。

【お問合せ先】

阿見町農業委員会事務局

☎029-888-1111

内線 186



編集委員会

委員長

小泉 治久

委員

藤平 清子

小松崎 秀昭